

訴状要約版

第 1 請求の趣旨の概要

1 レイシャル・プロファイリングによる差別的な職務質問についての国家賠償請求

- (1) 被告国及び被告東京都は、連帯して、原告シェルトンと原告マシューに対して、金 330 万円及びこれに対する年 3 パーセントの遅延損害金を支払え。
- (2) 被告国及び被告愛知県は、連帯して、原告ゼインに対して、金 330 万円及びこれに対する年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

2 レイシャル・プロファイリングによる差別的な職務質問運用についての違法確認請求

被告東京都及び被告愛知県の警察職員が、原告らに対し、人種、肌の色、国籍または民族的出自のみに基づいて、警察官職務執行法 2 条 1 項該当事由があるとして、停止させて質問することが違法であることを確認する。

3 レイシャル・プロファイリングによる差別的な職務質問運用の是正について国の指揮監督義務があることの確認請求

被告国の行政機関である警察庁が、都道府県警察に対し、原告らに関して、人種、肌の色、国籍または民族的出自のみに基づいて、警察官職務執行法 2 条 1 項該当事由があるとして停止させて質問をすることのないよう指揮監督する義務があることを確認する。

第 2 原告らが受けて来た職務質問

1 原告シェルトンが受けてきた職務質問について

原告シェルトンは、アメリカ南部出身のアフリカ系アメリカ人である。黒い肌の色をし、頭髪は世界中のアフリカ系黒人の間で一般的なロックスヘアという編み方をしている。原告シェルトンは、

日本で暮らす約 10 年の間に 16、17 回の職務質問を受けた。

そのうちの 1 つである 2021 年 4 月 13 日の職務質問には、自宅から近くのホームセンターにバイクで向かう途上で遭遇した。信号待ちをした後、信号が青に変わったことから出発しようとしたところ、警察官が道路に出てきて停止を求められた。交通違反を含む何らの心当たりもなかった。

警察官の求めに応じて、免許証と在留カードを渡した。警察官は、あなたはどこから来たのか、何の仕事をしているのかなど、運転とは関係のないことを質問した。原告シェルトンは「まっすぐ進んでいただけなのに、なぜ止めたのか」と尋ねたが、説得的な答えはなかった。

原告 シェルトンがスマートフォンで撮影を始めると、警察官はまもなく職務質問をやめた。交通違反切符などを切られることはなかった。

2 原告マシューが受けてきた職務質問について

原告マシューは、南太平洋諸国の出身である。インドにルーツを持つ親を持ち、褐色の肌や彫りの深い容貌を持つ。2002 年に日本で暮らし始めて以後、態様を問わず少なくとも 70 回以上、おそらく 100 回近く職務質問を受けてきた。1 日のうちに 2 回の職務質問を受けた経験も 4 回ある。

そのうちの 1 つである 2021 年 10 月 21 日の職務質問は、車を運転中に、対向車線を右折のために待機していたパトカーが、原告マシューを運転席に認めると突如として U ターンして受けたものだった。

警察官は運転免許証の提示を求めた。同乗していた妻が「交通違反をしましたか」「不審者でしたか」と聞くと、これを否定した上で警察官は「外国の方が運転しているのは珍しいですから。」と述べた。他に職務質問をした理由を述べることはなかった。

3 原告ゼインが受けてきた職務質問について

原告ゼインは、パキスタン人の両親を持つ日本国籍者である。彫りの深い容貌をしている。原告ゼインは、2016 年、10 代後半

の時に に転居して専門学校に進学してから、様々な態様で 15 回程度は職務質問を受けてきた。1 日で 2 回受けたこともある。

そのうちの 1 つである 2023 年 4 月に受けた職務質問は、市内にある自宅前で受けた。タバコを吸うために玄関を出たところ、いったんはただ横を通り過ぎた警察官が、わざわざ踵を返して話しかけてきた。「日本語うまいですね」「在留カードありますか」といった質問を受けた。日本国籍者であると伝えたが、警察官はさらに質問を続け、所持品検査を求めてきたため、原告ゼインはやむを得ずこれに応じた。警察官は、なぜ職務質問の対象としたのかについて理由を述べることはなかった。

第3 日本の警察が運用するレイシャル・プロファイリングに基づく職務質問

1 レイシャル・プロファイリングとは何か

人種差別撤廃委員会は、レイシャル・プロファイリングを「警察その他の法執行機関が、人を捜査活動の対象としたり、個人が犯罪活動に関与しているかどうかを判断するための根拠として、いかなる程度であれ、人種、肌の色、世系、又は国若しくは民族的出自に依拠する慣行」と定義づけている。

日本では、人種、肌の色、国籍または民族的出自のみに基づいて警職法 2 条 1 項該当事由があるとして停止を求め質問するという警察組織における運用（「本件運用」）が存在する。これは、レイシャル・プロファイリングに基づく職務質問に他ならない。

2 本件運用の存在は、実態調査の結果や文書などから裏付けられる

(1) 大規模実態調査の結果

東京弁護士会の「外国人の権利に関する委員会」は、2022 年、レイシャル・プロファイリングに関する実態調査を行った。

同調査によると、過去 5 年間に職務質問を受けた人は 62.9%にのぼり、うち 76.9%が警職法上の不審事由がないのに職務質問を受けたと回答している。職務質問を行う警察官の態度については「外国人だと分かった途端に態度や言葉遣いが

横柄になった」という回答が多く、中には、「『お前ら外国人は国に帰れや、外人に人権などない』等怒鳴り付けられ、精神的に参ってしまった」といった回答もある。

(2) 警察によるレイシャル・プロファイリングの教示・推奨

警察官の研修に用いられている資料など、警察官を対象とした各種文書においては、人種等による特徴的な見た目に基づく職務質問を教示、推奨する文書が複数存在する。元警察官によるレイシャル・プロファイリングを行っていた旨のインタビュー記事もある。

例えば愛知県警が若手警察官のため作成したマニュアルには次のように記載されている。

◎外国人は入管法、薬物事犯、銃刀法等 何でもあり！！
◎応援求め、追及、所持品検査を徹底しよう！！！！

一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は必ず何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底的した追及、所持品検査を行う。(原文ママ)

(3) アメリカ大使館の注意喚起や各報道の様子

2021年1月、東京駅構内で「ドレッドヘアーは薬物を持つ人が多い」という理由でミックスの男性への職務質問がなされたという動画が社会的に注目を集めた。同年12月6日には、アメリカ大使館が、Twitterで、レイシャル・プロファイリングが疑われる事案が発生した場合には領事館に通知するよう注意喚起を促した。その他レイシャル・プロファイリングによる職務質問を受けた被害が多数報道されている。

第4 本件運用は違憲・違法である

1 憲法14条違反

憲法14条1項は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する。

人種や国籍、肌の色、民族的出自を別異取扱いの根拠とすることは、これらの属性に対する社会的地位の格下げ、スティグマの

押しつけという深甚な害悪を及ぼす。心理的負担やプライバシー侵害等の不利益を与えるとともに人間の尊厳やアイデンティティを傷つけることにつながる。

外国人に見えるという外見的要素のみに基づく職務質問には必要性も合理性も認められない。本件運用は、憲法 14 条 1 項に反し、不合理な差別であり、違憲である。

2 憲法 13 条違反

憲法 13 条は私生活の自由の 1 つとしてみだりに職務質問を受けない自由を保障すると解される。特定の対象者を狙い撃ちにして要件を欠く職務質問を何度も繰り返すことは、私的領域に対する過度な侵入となり、上記自由を侵害する。

本件運用は、組織的にレイシャル・プロファイリングに基づく職務質問を実施するというものであり、合理性、必要性、相当性を欠くことはその定義上明らかである。いかなる審査基準を採用しようとも正当化される余地はない。

本件運用は、憲法 13 条により保障されるみだりに職務質問を受けない自由を侵害するものであり、違憲である。

3 人種差別撤廃条約違反

日本は人種差別撤廃条約を批准している。その 2 条 1 項は「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する」と定めている。

本件運用は、外国にルーツを持つ個人・集団に対する人種差別そのものであり、本条約第 2 条 1 項に反する。

4 自由権規約違反

日本は、自由権規約を批准している。その 26 条は、「人種や皮膚の色等」を理由とする差別を受けることなく法律による平等の保護を受ける権利の保障を宣言する。本件運用は、人種や肌の色という見た目による差別に他ならず、自由権規約第 26 条に違反する。

5 運用としての裁量権の逸脱・濫用

警職法 2 条 1 項は、職務質問の要件として客観的な不審事由の存在を求めるところ、社会通念に照らして、人種、肌の色、国籍または民族的出自のみをもって、不審事由があると認定することはできない。本件運用は、警察権の行使として裁量権の逸脱・濫用の違法がある。

第5 原告らの国家賠償請求(国家賠償法 1 条 1 項)が認められること

1 公務員による職務として行われたこと

原告らが受けた職務質問は、公務員である各警察職員によって、警察事務という職務を行うにあたって行われたものである。

2 違法性

(1) 各職務質問自体の違法性

ア 原告シェルトンについて

原告 シェルトンは、バイクに乗車して信号待ちの際に呼び止められて職務質問を行われた。交通違反その他何らの犯罪に関連していたり、それを疑わせる客観的状況にはなかった。被告東京都の警察職員は、具体的な交通違反に関する摘示をせず、交通違反には何ら関係しない在留カードの提示を初期から求めた。警察職員は、原告 シェルトンが外国人であること、もしくは外見が外国ルーツであることのみに着目して職務質問を行なった。

イ 原告マシューについて

原告マシューは、自家用車を運転し、交通規則を遵守しながら直進している時に停止を命じられて職務質問を受けた。前後の車両と同様に単に運転をしていたのみであり、不審事由は存在しなかった。警察職員は、職務質問開始直後に「外国の人が運転するのは珍しいですから。」などと述べており、外国ルーツの外見のみを根拠として職務質問を行ったものである。

ウ 原告ゼインについて

原告ゼインは自宅そばでタバコを吸うために路上に出たところを話しかけられ、原告ゼインが日本国籍であると伝えるも、さらに所持品検査を求められてやむを得ずこれに応じた。警察職員は、「在留カードありますか」などと話しかけており、原告ゼインの外国ルーツの見た目から判断しての職務質問であることを示している。

エ 小括

原告らに対する個別の職務質問は、人種等のみに基づきなされた職務質問であることは明らかであり、違憲・違法である。

(2) 原告らに対する職務質問は違憲・違法な運用に基づくものである

被告東京都及び被告愛知県の警察組織は本件運用に基づいて人種差別的な職務質問を実施していた。違憲・違法な運用に基づき実施された職務質問は、当然ながら違憲・違法となる。

(3) 被告国の違法性

被告国は都道府県警察を指揮監督する権限と義務を負う（警察法 16 条 2 項）。人種差別撤廃条約は、締約国に対し、レイシャル・プロファイリングが行われないよう「政策、法律及び規制を見直す義務」と「法律、政策及び制度を通じて差別を撤廃するための措置を積極的に講じる義務」を課す。被告国は、本件運用に関しこれらの義務を怠った。被告国の指揮監督義務違反は原告らとの関係においても違法となる。

3 故意・過失

被告東京都及び被告愛知県並びに被告国には故意又は過失が認められる。

第6 原告らの損害

人種や国籍、肌の色、民族的出自を別異取扱いの根拠とする差別は、これらの属性に対する「社会的地位の格下げ、スティグマの押

しつけ」という深甚な害悪を及ぼす。職務質問は衆人環視の中で行われ、被告らは奇異の目に晒され、恥を受けることになる。繰り返し受け続けることによって原告らは、社会に受容しないというメッセージを受け取ることになり、社会から自らを疎外せざるを得なくなる。日本国籍者でありながら見た目だけで外国人として職務質問を受け続けることでアイデンティティが揺らぐほどの人格的なダメージを受ける。

原告らが被った精神的損害は大きく、これを慰謝するに必要な金額は、各原告について金 300 万円を下回らない。

第7 違法確認請求が認められること

警察の職務質問が本件運用に基づき行われる以上、原告らは今後も繰り返し同じような被害に遭い続ける。将来にわたって同種の被害を受けないようにするためには、本件運用という組織的な慣行をなくす必要があることから、本件運用が違法であることの確認が必要である。

同請求は法律上の争訟に当たり、また訴えの利益が認められ、かつ本件運用は違憲・違法であるから、確認請求が認められる。

第8 指揮監督義務の確認請求が認められること

警察庁により全国の都道府県警に対し本件運用を撤廃するよう指揮監督がなされなければ、原告らの被害は無くならない。

同請求は法律上の争訟に当たり、訴えの利益が認められる。また、被告国には人種差別撤廃条約 2 条に基づき本件運用を是正・改善する義務があるため、確認請求が認められる。

以上